

インド間接税改革が一步前進

残された課題と重要選挙から新税導入までは曲折も

アジア調査部上席主任研究員

小林 公司

03-3591-1379

koji.kobayashi@mizuho-ri.co.jp

- インド国会は8月、州ごとに異なる間接税を財サービス税（G S T）に統一する憲法改正案を、5年越しで可決した。もっとも、実際の導入までは、税率等を定めた細則法の制定などの課題が残る
- G S Tが導入されると、経済が効率化して投資環境も改善し、長期的にはG D Pが押し上げられると期待される。一方で、導入当初はインフレや運用上の混乱が懸念されている
- 政府は来春の導入を目指すのが、残された課題を考慮すると難しい。導入当初の混乱が重要選挙に影響しないよう、最速でも来年夏か秋、リスクシナリオとしては2019年以降の導入もありうる

8月に入り、インド国会は間接税改革に関する憲法改正案を可決した。現在は州ごとに異なる間接税を全国レベルの財サービス税（G S T）に統一する改革であり、実現されれば経済活動の効率化により長期的なG D Pの押し上げが期待される。以下では、①現在の間接税制の問題点、②今般の憲法改正案可決までの経緯、③G S T導入までに残された課題、④G S Tによって想定される効果とリスク、⑤G S T導入時期の展望を論じる。

1. 州ごとに異なる間接税制がインド市場を分断

連邦国家のインドでは、連邦政府と各州政府が様々な間接税を課税する。例えば、物品の販売に際しては、それが州内での販売であれば州政府によって付加価値税（V A T）が課され、州をまたぐ販売であれば連邦政府によって中央販売税（C S T）が課される。

このうちV A Tについては、事業者が州内からの原料や部品等の仕入れに支払ったV A Tは、州内での完成品の販売に対するV A T課税から控除されるため、累積課税は起こらない。しかし、仕入れ時に払ったC S Tは販売時のV A Tから控除されないため、州をまたぐ取引では累積課税が生じてコストが高まる。このため、州をまたぐ取引は阻害される。インドは13億人もの巨大な人口を抱えるにも関わらず、国内市場は各州ごとに分断されているような状況となっている。

こうした弊害を除くため、2011年、当時のシン首相率いる国民会議派政権は、全国統一のG S Tを導入するため、その前提となる憲法改正案を国会に提出した。しかし、同政権は下院の過半数を割る少数派政権であり、しかも野党の多くがG S Tに反対したため、導入を実現できなかった。

その時に反対したのが、国民会議派と共に二大全国政党の一角を占め、後に現在の与党となるインド人民党（B J P）だった。現在のモディ首相は、当時はグジャラート州の州首相を務めており、G S Tに反対していた。また、各州を地盤とする諸々の地域政党も反対の立場だった。反対の理由としては、G S Tの導入によって州政府の財源である州独自の間接税が廃止されることで歳入が減少する

と共に、州政府の自立性も損なわれることなどの懸念があった。

実際には、これらの懸念に関して、前政権の憲法改正案では、連邦政府だけでなく州政府にもG S Tの税収が入る設計とされていた。また、燃料と酒類はG S Tの対象外とされ、引き続き州政府独自の課税が認められていた。

しかし、G S Tの導入で州政府の歳入が減った場合に、連邦政府が補償を行う規定は盛り込まれなかったことなどから、反対派の懸念は払拭されなかったのである。

2. 全国統一のG S T導入に向けて、モディ政権は憲法改正に成功して一歩前進

2014年5月に下院選挙が行われ、B J Pが単独政党として30年ぶりに過半数を制する大勝を収めた。友党も含めると、B J Pの連立勢力は下院の約3分の2に達した。新たに就任したモディ首相は、モディノミクスと呼ばれる改革の柱として、かつて反対していたG S Tを2016年4月に導入する方針に舵を切った。早速2014年12月、G S Tの憲法改正案が国会に提出された。同改正案には、各州政府や地域政党の反対に配慮して前政権の原案から更に譲歩が盛り込まれた。具体的には、①G S T導入で州政府の歳入が減った場合に、連邦政府が最長5年間の補償を行うこと、②州間取引に対してG S Tを追加的に1%程度課税して各州の税収に充てることなどである。

インド憲法の改正には、上下両院で3分の2以上の議員による可決が必要となる。G S Tに関する憲法改正については、まずは与党の優勢な下院が2015年5月に可決した。一方、上院での憲法改正案の可決は難航し、2016年4月の導入目標は先送りされていた。モディ政権の連立与党は上院で過半数を割りこみ、「ねじれ国会」となっているからだ。G S Tだけでなく、その他の立法措置に関しても、モディ政権は上院での承認を得ることに苦労している。

もっとも、モディ政権は、G S Tに関して上述の譲歩を行うことで、野党の反体勢力を次第に取り込んでいった。上院のうち、あと8議席の賛成が得られれば、憲法改正に必要な3分の2以上に達するところまで漕ぎ着けていた（みずほインサイト（2015年10月14日）「インドのモディ改革は一進一退」参照）。

最後まで残った主な反対勢力は、前与党の国民会議派（2016年6月時点で上院議席57）だった。同派は、そもそも最初にG S Tを国会に提案した経緯があり、G S Tに根本的に反対している訳ではなかったが、賛成の条件としてG S T税率に18%程度の上限を憲法に明記すること、原案にはなかった州間取引に対する1%程度の追加課税を取り下げることなどを挙げていた。

更に、地域政党の全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟（AIADMK、6月時点で上院議席12）も最後までG S Tに反対していた。AIADMKはタミルナドゥ州政府の与党であり、同州は独自の州間接税への税収依存が強いいため、地域政党の中で特にG S T導入に慎重だった。賛成の条件としては、G S T導入で歳入不足に陥った場合に、憲法改正案の最長5年よりも長期の補償を求めている。

これらの反対勢力に対し、モディ政権は根回しを重ね、下院で承認された憲法改正案に更なる譲歩を追加した。その結果、8月3日の上院採決で国民会議派はついに賛成に回り、棄権したAIADMKを除く全会一致で憲法改正案が可決された。更なる譲歩としては、税率の上限こそ加えられなかったものの、州間取引に対する1%程度の追加課税は取り下げられたため、国民会議派は歩み寄る結果となった。上

院での追加修正は8月8日に下院でも再可決され、モディ政権はG S T導入に向けて一歩前進した。

3. 依然として残る導入までのハードル

ただし、国会の上下両院が憲法改正案を可決したことは、G S T導入に向けた一歩に過ぎず、直ちに導入できることを意味するものではない。モディ政権も、今回の可決を受けて、新たに2017年4月を導入目標として掲げている。それまでには、次に述べる手続きや準備が必要である。

第一に、G S T導入に関する憲法改正は、全29州の過半数の州議会でも批准される必要がある。もっとも、与党B J P系の13の州政府はもちろん、最終的にはG S T賛成に回った国民会議派系の7つの州政府も批准の方針を示しており、この手続きは円滑に進むと考えられる。その後、大統領による形式的な承認の手続きを経て、憲法は正式に改正されたことになる。

第二に、憲法の改正を受けて、G S T評議会が設立され、税率や課税対象品目、連邦政府と州政府の税収分配等の細則が決定される。評議会では、連邦政府の代表が3分の1、各州政府の代表が3分の2の投票権をもち、4分の3以上の賛成で議決される仕組みとなる。したがって、評議会での議決には、連邦政府と各州政府のコンセンサスが重要となる。

税率については、2015年にスブラマニアン政府首席経済顧問を座長とする専門委員会がレポートを公表し、その中でモデルケースを提示している。低所得者にとって支出ウエイトの高い財サービスについては12%の低税率、それ以外の大部分は17~18%の標準税率、一部の高級品やタバコ等については40%の特別税率を設定する3層構造である。G S T評議会では、モデルケースをたたき台として実際の税率や、どの財サービスを何の税率区分に分類するかということなどについて議論が行われる。

同委員会は、連邦政府と州政府のG S T税収分配についても例示を行っている。17%の標準税率の場合、連邦政府に8%、州政府に9%の部分が分配されるというものだ。これに対して、州政府は自らの税収を増やすためにより多くの分配を要望しているといわれ、その結果として税率が高まることを容認するかなど、今後のG S T評議会での議論には曲折がありうる。

第三に、G S Tの細則が決定されると、それを立法化するG S T法を制定する必要がある。まずは国会が連邦政府のG S T法を制定し、これをベースに各州議会がそれぞれのG S T法を制定することになる。インド国会では、法律の制定には上下両院の過半数（憲法改正の場合は3分の2以上）の賛成が必要であるが、予算等の財政法案（Money Bill）については下院の過半数のみで決定できることが憲法で規定されている。連邦政府のG S T法については、モディ政権が財政法案としての提出を目指している模様であり、その場合には与党の優勢な下院のみで円滑に立法化できる。しかし、州ごとのG S T法については、反対を貫いたAIADMKのタミルナドゥ州などが制定に後ろ向きとなり、全国の州が足並みを揃えて法制度を整えるまでには時間がかかる恐れがある。

議会での制度的な手続きの他に、実務的にはG S Tを支えるI Tシステム（GSTN）の構築が課題となる。2015年9月、連邦政府は大手IT企業インフォシスにGSTNを発注し、その納期を2016年3月とした。しかし、別の大手IT企業を傘下に収める現地財閥にヒアリングしたところ、現実的にはGSTNのような巨大システムの構築は半年では不可能であり、1年以上はかかるとの見方だった。実際に、最近の報道によると、GSTNは依然として完成しておらず、導入目標直前の2017年1~3月に試験運用が行われる予

定である。

4. 導入で長期的にGDPの押し上げ期待、短期的にはインフレや混乱のリスク

GST導入の効果について、政府諮問機関の報告書によると、長期的にGDPを+0.9~1.7%押し上げる。分断されていた巨大市場が統合されて物流コストの低下やスケールメリットが見込まれ、複雑な税制が簡素化されて投資も促進されると期待されている。

これに対して、短期的には物価上昇が懸念される。多くの国で、GSTと同様の間接税を導入した結果、インフレ率の一時的な加速が観測された。インドがGSTを導入する場合も、各種調査機関の試算を平均すると、1年程度にわたりインフレ率が+0.5%PT前後の加速を示すと予想されている。ある機関は前提となる税率も示しており、標準税率が18%の場合は0.2%PT、22%なら0.7%PTの押し上げとしている。いずれにせよ、2016年7月のインフレ率は前年比+6.1%であり、インド準備銀行のインフレターゲット「2017年3月に+5.0%、その後は+4%±2%」を考慮すると、各機関の試算平均(+0.5%PT前後)の加速幅は看過できない。ただし、現時点でGSTの税率は決まっておらず、インフレへの影響を厳密に論じるのは時期尚早である。

また、GST導入当初は、運用を巡る混乱が生じるとの懸念もある。現地の専門家に聞き取り調査を行ったところ、GSTの仕入れ控除額や納付額の算定等を巡り、税務当局と納税者の間で訴訟の増加といった騒動が1~2年程度は続くリスクを排除できないとのことだ。

上院での憲法改正案可決に対して、主要株式指数SENSEXとルピー相場の反応は鈍かったことから、市場参加者はGSTの効果とリスクを冷静に見極めようとしていることがうかがわれる。

5. GST導入は最速で2017年の夏から秋の見通しで、2019年以降となるリスクも

政府は2016年11~12月の冬季国会でGST法案可決を目指し、導入を2017年4月の目標に間に合わせるとしているが、その他にも手続きや準備が残されていることを考慮すると、来春導入の可能性は低いとの見方が現地では多い。

むしろ、来春には重要な州議会選挙が見込まれることから、有権者に不人気なインフレを引き起こしかねないGSTの導入は、選挙後の2017年夏から秋頃まで見送られるとの見方がある。すなわち、同年5月には、人口が2億人とインド最大のウッタルプラデシュ(UP)州において、州議会が任期満了となる。インドの上院議員は州議会議員による間接選挙によって選出され、UP州には人口に応じて最多の上院議席が割り振られているため、モディ政権としては「ねじれ国会」解消のためにUP州議会選挙を軽視することはできない。

更に先を展望すると、2019年5月には下院が任期満了を迎え、選挙の実施が想定される。仮に2017年中にGSTが導入されたとすると、インフレの影響は1年程度で終息している可能性が高いものの、運用を巡る訴訟等の混乱が2年後の下院選挙時まで尾を引き、野党にとってモディ政権を攻撃する材料になっている可能性は排除できない。このため、モディ政権は議会手続きやGSTNの準備を完了しても、GSTの導入は下院選挙後に先送りするとのリスクシナリオも現地ではささやかれている。

GSTが2019年の下院選挙後に先送りされるリスクシナリオの蓋然性を見極める要素としては、来

春のUP州選挙が注目される。国政への影響が大きいことから下院選挙の前哨戦と位置づけられるUP州議会選挙において、BJPが振るわない結果となった場合には、モディ政権は下院選挙対策としてGST導入に慎重な姿勢を強めることが考えられる。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。